

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月18日
【会社名】	株式会社ビザスク
【英訳名】	VisasQ Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 端羽 英子
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	050-1751-2204
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	050-3733-8513
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 A種種類株式 7,500,000,000円 B種種類株式 1,381,700,000円 第14回新株予約権証券 65,945,400円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,940,607,000円 (注) 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を取得した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
A種種類株式	75,000株	(注)3及び5に記載のとおりです。
B種種類株式	13,817株	(注)4及び5に記載のとおりです。

(注)1 本有価証券届出書によるA種種類株式、B種種類株式及び第14回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の募集(以下、A種種類株式及びB種種類株式に係る第三者割当と併せて「本第三者割当」といいます。)は、2021年8月18日の当社取締役会決議によっております。なお、本第三者割当は、()当社がColeman Research Group, Inc.(本社:米国ニューヨーク州、CEO:Kevin C. Coleman、以下「Coleman社」といいます。)等と締結する買取契約における前提条件が充足されることが合理的に確実であること(但し、B種種類株式の発行については本買取(以下に定義する。)が実行されること)、(ii)IXGS Investment IV, L.P.(以下「IXGS」又は「A種割当先」といいます。)が外国為替及び外国貿易法に基づき必要な届出を行っており、同法に定める待機期間が経過していること、(iii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、並びに()2021年10月20日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)にて、本第三者割当の承認、A種種類株式及びB種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)に係る議案の承認が得られること等(以下「本前提条件」といいます。)を条件としています。

2 当社は、8月18日開催の取締役会において、エキスパートネットワークサービス事業を米国を中心にグローバルに展開しているColeman社の発行済株式を100%取得し、子会社化すること(以下「本買取」といいます。)及び株式会社みずほ銀行(以下「みずほ」といいます。)との間で金銭消費貸借契約証書を締結し、みずほから総額40億円の借入れを行うこと(以下「本借入」といいます。)を決議いたしました。なお、本買取に伴い、Coleman社の子会社4社(Coleman RG, Inc、Virtual Knowledge Exchange, LLC、Coleman Research Limited及びColeman Research Hong Kong Limited)も当社の子会社になります。本第三者割当は、本買取に係る対価(以下「本買取対価」)の一部を調達することを目的としています。本買取の詳細については、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。

3 A種種類株式の内容は次のとおりであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

(a) A種優先配当金の額は、100,000円(以下、本(注)3において「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種種類株式について最初の払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当会社がA種種類株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行うA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みのA種種類株式(当会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当

基準日の終了時点において発行済みのA種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。A種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 剰余財産の分配

(1) 剰余財産の分配

当社は、剰余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種剰余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、剰余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種剰余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、剰余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

- (1) A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本(注)3において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本(注)3において「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のA種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種種類株式は各A種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における()A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額及び()A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下、本(注)3において「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本(注)3において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本(注)3において「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、()A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額及び()A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初3,724円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本第(4)号において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交

換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権(当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。)のうち、本第(4)号により取得又は行使されたものとみなされて調整の対象となったものについて、当該取得又は行使により交付されたものとみなされた普通株式が現に発行されているものと仮定した場合の当会社の普通株式の総数をいう。

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づき調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づき調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 本5.に定める取得価額の調整は、A種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及びB種種類株式の発行、並びに 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。

(5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、本(注)3において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本(注)3において「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、()当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、() A種種類株式1株当たりの払込金額相当額、 A種累積未払配当金相当額及び A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得する場合において、A種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

7. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金(当会社の定款第11条の11第1項において定義する。以下同じ。)、B種累積未払配当金相当額(当会社の定款第11条の11第4項において定義する。以下同じ。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
 - (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
 - (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
- 4 B種種類株式の内容は次のとおりであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、配当基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種優先配当金の金額

- (a) B種優先配当金の額は、100,000円(以下、本(注)4において「払込金額相当額」という。)に、年率3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2022年2月末日に終了する事業年度に属する場合は、B種種類株式について最初の払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

- (b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がB種種類株式を取得した場合は、各B種種類株主に対して当該配当基準日を基準日として行うB種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において各B種種類株主が保有するB種種類株式の数を当該配当基準日の終了時点において各B種種類株主が保有するB種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。))の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってB種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたも

のとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。B種種類株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額(以下「B種累積未払配当金相当額」という。)については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。なお、かかる配当が行われるB種累積未払配当金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「B種日割未払優先配当金額」という。)

3. 議決権

(1) B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(2) 当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

4. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭を対価としてその有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本(注)4において「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下、本(注)4において「金銭対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、金銭対価取得請求の効力発生日に、B種種類株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、複数のB種種類株主から分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきB種種類株式は各B種種類株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

B種種類株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における()B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、()B種累積未払配当金相当額及び()B種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求の効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

5. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下、本(注)4において「請求対象普通株式(普通株式対価)」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本(注)4において「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下、本(注)4において「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式(普通株式対価)を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、()B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、()B種累積未払配当金相当額及び()B種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初3,724円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本第(4)号において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、取得価額調整式により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は株主割当日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権(当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。)の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。また、本に基づく調整の効力発生時点において、同一の証券に関して取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が複数存在する場合には、最も低い対価を基準として調整を行うものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。

- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (f) 本5.に定める取得価額の調整は、B種種類株式と同日付で発行される当社の新株予約権及びA種種類株式の発行、並びに 当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (6) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部
- (7) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(6)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した時又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (8) 普通株式の交付方法
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
6. 金銭を対価とする取得条項
当社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、本(注)4において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、本(注)4において「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、()当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、() B種種類株式1株当たりの払込金額相当額、 B種累積未払配当金相当額及び B種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
B種種類株式の一部を取得する場合において、B種種類株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、B種種類株主から取得すべきB種種類株式を決定する。
7. 譲渡制限
B種種類株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。
8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
(1) 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
(2) 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
(3) 当社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。
9. 優先順位
(1) A種優先配当金(当会社の定款第11条の2第1項において定義する。以下同じ。)、A種累積未払配当金相当額(当会社の定款第11条の2第4項において定義する。以下同じ。)、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、B種累積未払配当金相当額が第3順位、B種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。
(2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、B種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
(3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。
- 5 当社の定款には、会社法第322条第2項に規定する定めはありません。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

(a) A種種類株式

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	75,000株	7,500,000,000	3,750,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	75,000株	7,500,000,000	3,750,000,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は3,750,000,000円です。

3 当社は、本日開催の取締役会において、本第三者割当に係る払込みが行われる日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること(以下「本資本金等の額の減少」といいます。)を決議しております。なお、本資本金等の額の減少については、A種種類株式及びB種種類株式の発行により資本金及び資本準備金の額の増加がなされることを条件とします。

(b) B種種類株式

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	13,817株	1,381,700,000	690,850,000
一般募集			
計(総発行株式)	13,817株	1,381,700,000	690,850,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。なお、発行価額の総額の全額を金銭以外の財産の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。))により割り当てます。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。また、増加する資本準備金の額の総額は690,850,000円です。

3 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

B種種類株式に係る割当先が当社に対して有する本買収対価支払請求権(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.本買収の対価」で定義されます。)

当該財産の価額：約14億円相当

4 当社は、本日開催の取締役会において、本第三者割当に係る払込みが行われる日を効力発生日として、本資本金等の額の減少を決議しております。なお、本資本金等の額の減少については、A種種類株式及びB種種類株式の発行により資本金及び資本準備金の額の増加がなされることを条件とします。

(2)【募集の条件】

(a) A種種類株式

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期間
100,000	50,000	1株	2021年11月1日 (日本時間)		2021年11月1日から 同年12月31日まで(日本時間)

- (注) 1 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
- 2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期間に下記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとし、
- 4 払込期間を設けた理由は、A種種類株式の発行は、()当社がColeman社等と締結する買収契約における前提条件が充足されることが合理的に確実であること、()IXGSが外国為替及び外国貿易法に基づき必要な届出を行っており、同法に定める待機期間が経過していること、(iii)金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、(iv)本臨時株主総会において、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること、(v)本B種引受契約が適法に締結され、同契約所定の現物出資財産が、Coleman社等と締結する買収契約におけるクローリング日に給付されることが合理的に確実であること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

(b) B種種類株式

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期間
100,000	50,000	1株	2021年11月1日 (日本時間)		2021年11月1日から 同年12月31日まで(日本時間)

- (注) 1 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。
- 2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、DESによる払込みの方法によります。
- 4 払込期間を設けた理由は、B種種類株式の発行は、()本買収が実行されること、()金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること等を条件としており、かかる条件が成立するまでは割当予定先は払込みを行うことができず、本日時点ではかかる条件の成立時期が確定できないためです。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ビザスク コーポレートグループ部	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行 渋谷中央支店	東京都渋谷区宇田川町23番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	5,034個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	65,945,400円
発行価格	1個当たり13,100円(新株予約権の目的である株式1株当たり131円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	2021年11月1日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ビザスク コーポレートグループ部 東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
割当日	2021年11月1日(日本時間)
払込期日	2021年12月31日(日本時間)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店

(注)1 本有価証券届出書による本新株予約権の第三者割当は、2021年8月18日開催の当社取締役会決議によるものです。

なお、本第三者割当は上記「1 新規発行株式」注1に記載の本前提条件の充足を条件としております。

- 2 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。また、当社とA種類株式及び本新株予約権の割当予定先であるIXGSとの間で本日付で締結された株式引受契約(以下「本A種・新株予約権引受契約」といいます。)において、IXGSは、払込日(2021年11月1日(日本時間))。但し、別途当社及びIXGSが、2021年11月2日(日本時間)から2021年12月31日までのいずれかの日を払込日とする旨合意した場合には、当該日をいいます。以下同じ。)に、同引受契約に定める条件を充足することを前提として発行価額の総額を払い込むことを合意しております。

- 3 本新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式503,400株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「交付株式数」という。))は、当社普通株式100株とする。)。但し、下記2乃至3により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項の規定に従って行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後交付株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 上記2乃至3により交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、3,724円とする。なお、行使価額は次項第(1)号乃至第(4)号に定めるところに従い調整されることがある。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。)により行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ <p>なお、新株発行等による行使価額調整式における「既発行普通株式数」とは、発行済みの取得請求権付株式、取得条項付株式及び新株予約権(当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行された普通株式を目的とする新株予約権を除く。)の全てについて、当該時点において、当社の普通株式に転換されたものと仮定した場合の当社の普通株式の総数をいう。</p> <p>(2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>時価(本項第(3)号に定義される。以下同じ。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付(当社普通株式の発行又は処分をいう。以下同じ。))を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p>

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記乃至の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記乃至にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、上記第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたりないものとする。

新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

	<p>行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。</p> <p>(4) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 上記第(1)号乃至第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(6) 本項に定める行使価額の調整は、()本新株予約権と同日付で発行される当社のA種種類株式及びB種種類株式の発行、並びに()当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,940,607,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>本新株予約権者は、2022年5月1日から2026年11月1日(但し、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。</p> <p>上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。) 振替機関が必要であると認めた日</p>

	組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には、停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2. 取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
新株予約権の行使の条件	1. 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。 2. 本新株予約権者が、その保有する当社のA種種類株式の全部又は一部について金銭を対価とする取得請求権を行使した場合には、本新株予約権者は、当該時点以降、本新株予約権を一切行使できないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,100円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。 2. 当社は、本新株予約権者が2021年12月31日までに本新株予約権に係る払込金額の全部又は一部の払込みを履行しなかった場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、無償にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項記載に定める払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

2 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

3 新株予約権証券の発行

本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

4 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
9,440,607,000	190,000,000	9,250,607,000

- (注) 1 払込金額の総額は、A種種類株式の払込価額総額7,500,000,000円、本新株予約権の払込金額の総額65,945,400円及び行使価額に基づき算出した本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額1,874,661,600円を合算した金額です。B種種類株式は、本買収対価支払請求権(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.本買収の対価」で定義されます。)の現物出資により発行されるため、資金の調達はありませぬ。
- 2 本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得した場合には、調達する資金の額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりませぬ。
- 4 発行諸費用の概算額の内訳は、アドバイザー費用(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(以下「MUMSS」といいます。))、1百万米ドル(税抜)、弁護士費用、A種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る価値評価費用、デュー・ディリジェンス対応費用並びにその他事務費用(臨時報告書作成費用、払込取扱銀行手数料、割当予定先の反社会的勢力との関係のチェックを含む調査費用、登記関連費用及び臨時株主総会開催費用等)の合計です。

(2)【手取金の使途】

A種種類株式に係る差引手取概算額の資金使途

A種種類株式の資金使途は以下のとおりです。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
本買収の対価のうち現金部分の支払	7,349	2021年11月

- (注) 1 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。
- 2 B種種類株式は、本買収対価支払請求権(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.本買収の対価」で定義されます。)の現物出資により発行されるため、手取額はありませぬ。なお、現物出資の目的となる債権の内容につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.本買収の対価」をご参照ください。

本新株予約権に係る差引手取概算額の資金使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
本買収の対価のうち現金部分の支払及び本買収に係る借入金の弁済	1,902	2021年11月～2026年10月

- (注) 1 本買収に係る借入金の弁済スケジュールは、2021年度75百万円、2022年度300百万円、2023年度325百万円、2024年度425百万円、2025年度500百万円、2026年度2,375百万円となっております。しかしながら、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権が全額行使された場合においても、本買収に係る借入金の全額を弁済するには至らないこと、本新株予約権の行使のタイミングによって充当可能な借入金の弁済スケジュールが異なることから、各弁済タイミングにおける調達不足分を手元資金にて充当することを想定しておりますが、本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかつた場合には、手元資金を更に充当することを検討いたします。

上記のとおり資金を充当することを予定しておりますが、資金使途についての詳細は以下のとおりです。

ア 本買収の対価のうち現金部分の支払い

下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.本買収の対価」に記載のとおり、本買収対価の総額はColeman社の、企業価値103.35百万米ドルにクロージング時点の純現金の見込金額を加算しColeman社にて支払い予定の本買収に係る取引諸費用を減算した約102百万米ドル(約112億円相当)を見込んでおり、さらに、その他の本買収費用等5百万米ドル(約6億円相当)が必要となります。このうち、現物出資によりB種種類株式の割当に充当される約13百万米ドル(約14億円相当)を除いた約95百万米ドル(約104億円相当)の現金が必要となり、このうち約74億円については、クロージング時点での本第三者割当による調達金額の手取概算額(A種種類株式による調達金額約75億円及び本新株予約権の発行時の払込金額の総額約1億円から発行諸費用約2億円を控除した金額)により充当し、残りの必要資金のうち約31億円については借入金で充当します。

イ 本買収に係る借入金の弁済

当該借入金の弁済資金の一部として、本新株予約権の行使が行われた場合の調達資金を充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本買収の目的

当社グループは「知見と、挑戦をつなぐ」をミッションに掲げ、世界で1番のナレッジプラットフォームをつくり、実際に経験したことで得られた知識や意見を様々なニーズにつなぐことで知見としての価値を最大化し、組織、世代、地域を超えて知見を集めつなぐことで、世界中のイノベーションに貢献することを目指して事業を展開しております。

近年、驚異的なスピードでテクノロジーが進化し、将来の予測が難しく変化の激しい事業環境となっているなか、イノベーション創出やスピーディーな問題解決のため、良質な情報、とりわけ個人個人の経験に基づく活きたビジネス知見へのニーズが高まっております。

当社は日本最大級の知見者データベースを有し、2021年5月末現在における国内登録者数は12万人超となっております。一方、当社が事業を拡大していくなかで、国内法人クライアントからの海外知見へのニーズは益々高まっており、当社はこれを大きな事業機会と捉え、海外アドバイザーの獲得力を強化すべく、2019年12月にはシンガポールに駐在員事務所を設立し、2020年4月には現地法人を設立してまいりました。加えて、2020年7月にはDeepBench Inc.との資本業務提携を実施し、同社が開発する独自のアドバイザー探索システムを活用し、効率的に海外アドバイザーを増加させるべく取り組んでおります。その結果、2021年5月末現在における海外登録者数は2.5万人超となりました。また、当社の連結子会社であるシンガポール法人(VISASQ SINGAPORE PTE.LTD.をいいます。)では、日本の強固なデータベースを強みに、東南アジアを中心として海外法人クライアントへのマーケティングにも取り組んでおります。

一方、Coleman社は2003年に創業、米国のニューヨークに本社を構え、各種調査・相談のための知見者インタビューをマッチングするサービスであるエキスパートネットワークサービス事業をグローバルに展開している有力な企業です。同社は、当社と同様に一時間単位のインタビューを設営するサービスを主力とし、近年はオンラインサービスやオンラインセミナーも提供しております。ニューヨーク含め米国には3都市、欧州ではロンドン、アジアでは香港に拠点を構えており、業界においては米国事業に強みを持つグローバルプレイヤーとして事業を展開しております。創業者及びCEOのKevin C. Coleman氏を筆頭とした優れた経営陣のもとに、機関投資家やコンサルティング企業等の幅広いクライアントに対してサービスを提供しており、同社の2021年8月時点における米国内のアドバイザー数は約18万人、グローバルにおけるアドバイザー数を加えると、登録者数は26万人超となっております。同社は、同社独自のテクノロジープラットフォームを活用し、高いマッチング効率と強固なコンプライアンス体制を両立させた効率の良いマッチング業務を執行しております。

日本のみならず世界の知見プラットフォーム市場が拡大することが今後も想定される状況において、当社はこれまで世界中で様々な成長投資の機会を模索してまいりました。本買収は、当社グループの「知見と、挑戦をつなぐ、世界で1番のナレッジプラットフォームを構築する」というミッション実現を格段に推進させるものです。当社は本買収を通じ、米国を中心とした新たな顧客基盤の獲得ができること、両社合計で40万人超のユーザー登録を有するグローバルなナレッジプラットフォームを確立できること、高い効率性と強固なコンプライアンス・プロセスを支えるシステム基盤の獲得ができること、当社の日本国内及び東南アジアにおける事業基盤とColeman社の米国、欧州、香港の事業基盤が一体運営されることになり、ナレッジプラットフォーム市場における新たなグローバルプレイヤーとしての位置づけを確立できることから、本買収を実行することといたしました。

また、当社は、本買収により、両社がそれぞれ持つアドバイザー登録者基盤、顧客基盤及びプロダクトを相互に活用することにより、様々なシナジーを獲得することが可能であると考えております。例えば、当社の国内法人クライアントにおいて益々増加している、米国を筆頭とした海外に関する情報収集のニーズに対しては、Coleman社のアドバイザーをマッチング候補に加えた上で、より精度が高いマッチングを、よりスピーディーに、より生産性高く提供することが可能となると想定しております。また、より多くの顧客・アドバイザーが当社プラットフォームに集うことにより、プラットフォームとしての魅力が増すことやブランド力が向上すること、アドバイザーやクライアントの稼働率上昇、また主力サービスだけではなく多様なサービス活用が相乗効果的に増加することも期待され、更なる加速度的な事業拡大を追求できるものと考えております。

以上より、本買収は、グローバル展開を加速させ、ナレッジプラットフォームの拡大と強化を目指す当社グループの戦略に沿うものであり、企業価値の向上に資するものであると考えております。

2 本買収の対価

本買収対価の総額は、Coleman社の企業価値103.35百万米ドルにクロージング時点の純現金の見込金額を加算しColeman社にて支払い予定の本買収に係る取引諸費用を減算した約102百万米ドル(約112億円相当)を見込んでお

り、その他の本買収費用等5百万米ドル(約6億円相当)が必要となります。但し、本買収対価の総額は、本買収の実行後に行われるColeman社の純現金及び運転資本額等の額に基づく価格調整を経て確定します。このうち、約95百万米ドル(約104億円相当)については現金で支払い(うち約67百万米ドル(約74億円相当)についてはクロージング時点での本第三者割当による調達金額の手取概算額で充当し、残りの必要資金のうち約28百万米ドル(約31億円相当)については本借入による借入金により充当します。)、残りの約13百万米ドル(約14億円相当)については、現金による支払いに代えて、Kevin C. Coleman氏、Isaak Karaev氏、Hilco Trading, LLC及びCactii Investments, LLC(以下併せて「B種割当先」といいます。)が保有するColeman社の株式に係る対価の請求権の一部(本買収対価はドル建てで合意しておりますが、このうち本買収対価支払請求権部分については、現物出資を受けることから、2021年8月17日時点の為替レートにて換算した円建ての金額とすることで合意しており、本買収対価支払請求権は約14億円の円建債権となります。以下「本買収対価支払請求権」といいます。)を出資の目的とする現物出資を受けること(以下、「本再出資」といいます。)により、本第三者割当によるB種種類株式を発行することとしております。

当社は、本買収が実行される日(2021年10月31日(米国時間)(11月1日(日本時間)))を予定しており、以下「クロージング日」といいます。)において、本買収対価を、Coleman社の株主、ストック・オプション保有者及びワラント保有者に対して支払います(但し、本買収対価支払請求権を現物出資してB種種類株式を取得することを予定しているB種割当先については、本買収対価支払請求権に相当する現金による支払いは行いません。)。クロージング日において、Coleman社の株主は27名、ストック・オプション保有者は13名、ワラント保有者は2名の予定です。

上記の本買収対価の総額を決定するに際して、当社は、そのフィナンシャル・アドバイザーであるMUMSSによる2021年7月12日付企業価値算定書を取得しました。当社は、当該算定書において採用されている、当社が作成した本買収後のColeman社の事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュフロー分析(DCF分析)及び類似取引比較分析のほか、類似企業比較分析に基づく算定結果も勘案の上、Coleman社と協議、交渉し、最終的に本買収対価の総額を決定しました。

本企業価値算定書の概要は以下の通りです。

類似企業比較分析では、Coleman社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業を選定し、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、Coleman社の企業価値の範囲を分析しているとのことです。

類似取引比較分析では、本買収と比較的類似する過去の買収案件を選定し、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて、Coleman社の企業価値の範囲を分析しているとのことです。

DCF分析では、Coleman社の2021年12月期から2025年12月期までの5期分の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮し、当社が保守的に作成した2021年12月期以降のColeman社の将来の収益予想に基づき、Coleman社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り戻して算出される企業価値に基づいて、企業価値の範囲を分析しているとのことです。MUMSSがDCF分析に用いた当社作成の2021年12月期から2025年12月期までの事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。2020年12月期比で既に約7割の連結売上高を上半期に達成している2021年12月期において、エキスパートネットワークサービス事業における増収を見込んでおり、営業利益においても大幅な増益を見込んでおります。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジーを現時点において具体的に見積もることは困難であることから、当該事業計画は本取引の実行を前提として作成されたものではないとのことです。

なお、上記分析手法により示された企業価値の算定レンジは、Coleman社の株主との協議の関係上、非開示としております。当社は当該算定レンジを踏まえた本件買収に係る合併対価は妥当な水準であると判断しております。

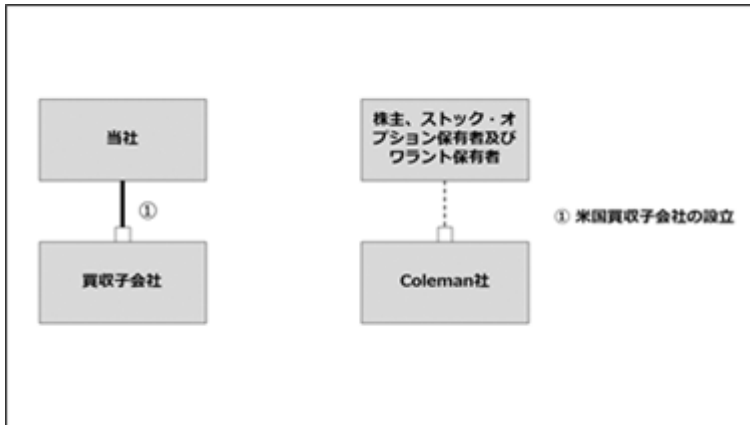
(注1) MUMSSは、Coleman社の企業価値の算定に際し、Coleman社及び当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、Coleman社の関係会社の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えてColeman社の財務予測に関する情報については、Coleman社の経営陣による2021年7月12日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

(注2) 便宜上、米ドル・日本円の為替レートを1米ドル=110.00円で換算しています。以下の米ドルで表示された金額の日本円相当額への換算についても、同様の為替レートをを用いています。

3 本買収の方法

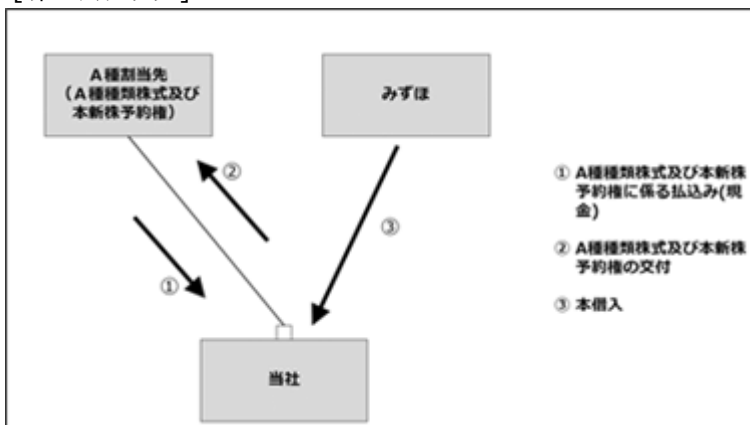
本買収は、当社が米国に新たに子会社を設立し、当該子会社を合併消滅会社、Coleman社を合併存続会社とする、米国デラウェア州法上の合併を行い、その合併の対価として、本買収対価の総額を、当社が、Coleman社の株主、ストック・オプション保有者及びワラント保有者に対して現金により支払うという方法により行います。但し、B種割当先については、現金による支払いに代えて、本買収対価支払請求権を出資の目的とする現物出資を受けることにより、本第三者割当によるB種種類株式を発行することとなります。その具体的手続は、大要以下のとおりとする予定です。

[第1ステップ]



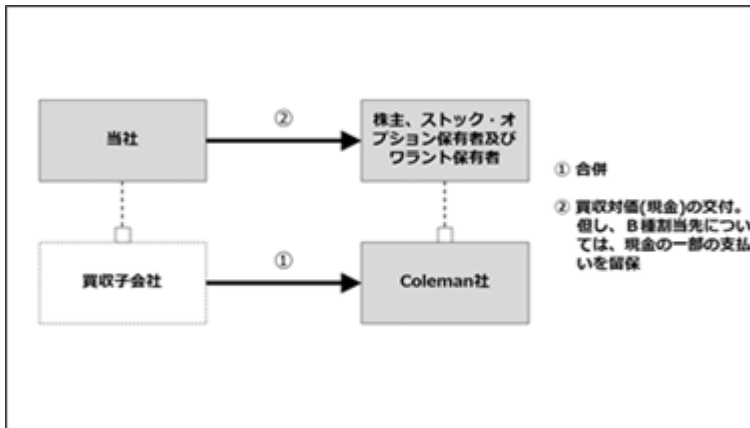
第1ステップとして、当社は、2021年8月12日、米国デラウェア州にVision Merger Sub, Inc.という買収子会社(以下「買収子会社」という。)を設立しました。

[第2ステップ]



第2ステップとして、当社は、本買収の資金を調達するため、A種割当先からA種種類株式及び本新株予約権に係る払込み(現金)を受け、A種割当先に対し、A種種類株式及び本新株予約権を交付します(詳細は、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項」をご参照ください。)。また、当社は、本買収の資金を調達するため、みずほから本借入を行います。

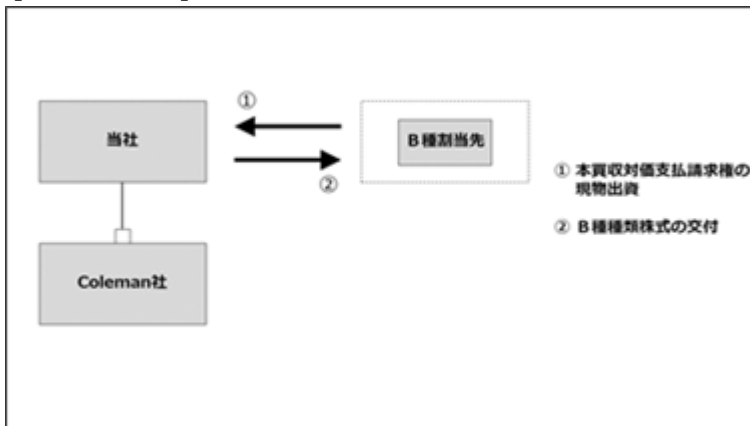
[第3ステップ]



第3ステップとして、当社は、買収子会社を合併消滅会社、Coleman社を合併存続会社とする、米国デラウェア州法上の合併を実施します。当社は、合併対価としてColeman社の株主、ストック・オプション保有者及びワラント保有者に対し、現金を支払います。

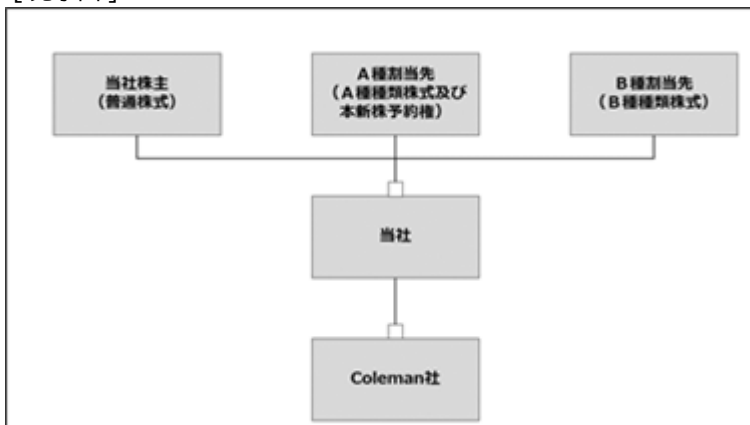
但し、Coleman社の株主のうちB種割当先については、第4ステップにおいて、当社に対し、本買収対価支払請求権を現物出資して、当社の発行するB種種類株式を引き受けることが予定されており、そのため、B種割当先に対しては、本買収対価支払請求権に相当する現金の支払いは行いません（詳細は、上記「第一部 証券情報 第1 募集要項」をご参照ください。）。

[第4ステップ]



第4ステップとして、当社は、本再出資を受け、B種割当先に対し、B種種類株式を交付します。その結果、当社株主として、従前から当社の普通株式を保有する当社株主のほか、第2ステップでA種種類株式及び本新株予約権の割当てを受けるA種割当先及び第4ステップでB種種類株式の割当てを受けるB種割当先が、当社株主として存在することとなります。

[完了図]



以上のステップを経ることにより、当社は、Coleman社の発行済株式の100%を取得します。上図は、本買収完了後の資本関係を示した図です。

4. 異動する子会社の概要

Coleman社

(1) 名称	Coleman Research Group, Inc.		
(2) 所在地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, 19808, County of New Castle, State of Delaware, USA		
(3) 代表者の役職・氏名	Kevin C. Coleman (CEO)		
(4) 事業内容	エキスパートネットワークサービスの運営		
(5) 資本金	20千米ドル(約2,064千円相当)(2020年12月期)		
(6) 設立年月日	2006年1月3日		
(7) 大株主及び持株比率(注2)	[普通株式](発行済株式総数の89.28%) Hilco Trading, LLC(普通株式の27.29%) Kevin C. Coleman(普通株式の26.47%) 信託2社(普通株式の24.56%) [A種優先株式](発行済株式総数の10.72%) Cactii Investments, LLC(A種優先株式の90.91%) Kevin C. Coleman(A種優先株式の9.09%)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし	
	人的関係	該当なし	
	取引関係	該当なし	
(9) 当該会社の最近3年間の連結経営成績及び連結財政状態(注3、4)			
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
連結純資産	5,630千米ドル (約617,695千円相当)	6,335千米ドル (約688,469千円相当)	7,246千米ドル (約747,838千円相当)
連結総資産	14,938千米ドル (約1,638,923千円相当)	15,806千米ドル (約1,717,749千円相当)	19,433千米ドル (約2,005,622千円相当)
1株当たり連結純資産	0.28米ドル (約31円相当)	0.31米ドル (約34円相当)	0.36米ドル (約37円相当)
連結売上高	38,363千米ドル (約4,235,965千円相当)	40,322千米ドル (約4,395,652千円相当)	43,779千米ドル (約4,674,300千円相当)
連結EBITDA	1,817千米ドル (約200,629千円相当)	818千米ドル (約89,173千円相当)	2,224千米ドル (約237,457千円相当)
連結営業利益	1,114千米ドル (約123,006千円相当)	167千米ドル (約18,205千円相当)	1,170千米ドル (約124,921千円相当)
連結経常利益	1,134千米ドル (約125,214千円相当)	162千米ドル (約17,660千円相当)	1,280千米ドル (約136,666千円相当)
親会社株主に帰属する当期純利益	642千米ドル (約70,888千円相当)	735千米ドル (約80,125千円相当)	846千米ドル (約90,328千円相当)
1株当たり連結当期純利益	0.03米ドル (約4円相当)	0.04米ドル (約4円相当)	0.04米ドル (約4円相当)
1株当たり配当金	-	-	-

(注1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=109.72円、2019年12月期・1米ドル=108.68、2020年12月期・1米ドル=103.21円)、期中平均の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=110.42円、2019年12月期・1米ドル=109.01、2020年12月期・1米ドル=106.77円)で換算しています。

(注2) Coleman社の全発行済株式(普通株式及びA種優先株式)を基準として記載しております。

(注3) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

(注4) 2021年12月期上半期におけるColeman社の連結売上高は30,261千米ドル(約3,259,109千円相当)、連結EBITDAは5,899千米ドル(約635,322千円相当)、連結営業利益は5,346千米ドル(約575,764千円相当)、親会社株主に帰属する連結中間純利益は4,606千米ドル(約496,066千円相当)となっており、2020年12月期上半期におけるColeman社の連結売上高は19,485千米ドル(約2,109,702千円相当)、連結EBITDAは700千米

ドル(約 75,791千円相当)、連結営業利益は 1,216千米ドル(約 131,660千円相当)、親会社株主に帰属する連結中間純利益は 1,308千米ドル(約 141,621千円相当)となっております。なお、米国の会計基準に準拠して作成しており、未監査の数値によるものです。各上半期の期中平均の米ドル・日本円為替レート(2020年12月期上半期・1米ドル=108.27、2021年12月期上半期・1米ドル=107.70円)で換算していません。

Coleman RG, Inc.

(1) 名称	Coleman RG, Inc.		
(2) 所在地	1 Glenwood Avenue 5th Floor Raleigh, NC 27603		
(3) 代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)		
(4) 事業内容	エキスパートネットワークサービスの運営		
(5) 資本金	0米ドル(2020年12月期)		
(6) 設立年月日	2021年4月20日		
(7) 大株主及び持株比率	Coleman社(100.00%)		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし	
	人的関係	該当なし	
	取引関係	該当なし	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態(注1、2)			
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
純資産	5,552千米ドル (約609,169千円相当)	6,620千米ドル (約719,424千円相当)	7,336千米ドル (約757,109千円相当)
総資産	5,911千米ドル (約648,481千円相当)	6,987千米ドル (約759,299千円相当)	7,851千米ドル (約810,293千円相当)
1株当たり純資産	5,552米ドル (約609,169円相当)	6,620米ドル (約719,424円相当)	7,336米ドル (約757,109円相当)
売上高	8,696千米ドル (約960,155千円相当)	9,482千米ドル (約1,033,652千円相当)	9,193千米ドル (約981,583千円相当)
営業利益	1,047千米ドル (約115,568千円相当)	1,099千米ドル (約119,811千円相当)	744千米ドル (約79,436千円相当)
経常利益	1,047千米ドル (約115,568千円相当)	1,099千米ドル (約119,811千円相当)	744千米ドル (約79,436千円相当)
親会社株主に帰属する当期純利益	988千米ドル (約109,071千円相当)	1,068千米ドル (約116,378千円相当)	720千米ドル (約76,899千円相当)
1株当たり当期純利益	988米ドル (約109,071円相当)	1,068米ドル (約116,378円相当)	720米ドル (約76,899円相当)
1株当たり配当金	-	-	-

(注1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=109.72円、2019年12月期・1米ドル=108.68、2020年12月期・1米ドル=103.21円)、期中平均の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=110.742円、2019年12月期・1米ドル=109.01、2020年12月期・1米ドル=106.77円)で換算していません。

(注2) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

Coleman Research Limited

(1) 名称	Coleman Research Limited	
(2) 所在地	71-91 Aldwych, London WC2B 4HN United Kingdom	
(3) 代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)	
(4) 事業内容	エキスパートネットワークサービスの運営	
(5) 資本金	147米ドル(約15,209円相当)(2020年12月期)	
(6) 設立年月日	2008年5月14日	
(7) 大株主及び持株比率	Coleman社(100.00%)	
	資本関係	該当なし
	人的関係	該当なし

(8)	上場会社と当該会社との間の関係	取引関係	該当なし	
(9)	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態(注1、2)			
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	
純資産	1,610千米ドル (約176,632千円相当)	1,877千米ドル (約204,004千円相当)	2,118千米ドル (約218,626千円相当)	
総資産	1,799千米ドル (約197,341千円相当)	2,021千米ドル (約219,608千円相当)	2,294千米ドル (約236,711千円相当)	
1株当たり純資産	16,099米ドル (約1,766,321円相当)	18,772米ドル (約2,040,039円相当)	21,183米ドル (約2,186,260円相当)	
売上高	2,168千米ドル (約239,369千円相当)	2,106千米ドル (約229,553千円相当)	2,044千米ドル (約218,292千円相当)	
営業利益	182千米ドル (約20,119千円相当)	308千米ドル (約33,550千円相当)	230千米ドル (約24,579千円相当)	
経常利益	182千米ドル (約20,119千円相当)	308千米ドル (約33,550千円相当)	230千米ドル (約24,579千円相当)	
親会社株主に帰属する当期純利益	186千米ドル (約20,497千円相当)	221千米ドル (約24,115千円相当)	208千米ドル (約22,204千円相当)	
1株当たり当期純利益	1,856米ドル (約204,966円相当)	2,212米ドル (約241,153円相当)	2,080米ドル (約222,045円相当)	
1株当たり配当金				

(注1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=109.72円、2019年12月期・1米ドル=108.68、2020年12月期・1米ドル=103.21円)、期中平均の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=110.42円、2019年12月期・1米ドル=109.01、2020年12月期・1米ドル=106.77円)で換算しています。

(注2) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

Coleman Research Hong Kong Limited

(1)	名称	Coleman Research Hong Kong Limited		
(2)	所在地	7/F, Bonham Circus 40-44 Bonham Strand Sheung Wan Hong Kong		
(3)	代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)		
(4)	事業内容	エキスパートネットワークサービスの運営		
(5)	資本金	129米ドル(約13,314円相当)(2020年12月期)		
(6)	設立年月日	2009年8月18日		
(7)	大株主及び持株比率	Coleman社(100.00%)		
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし	
		人的関係	該当なし	
		取引関係	該当なし	
(9)	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態(注1、2)			
決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	
純資産	1,528千米ドル (約167,683千円相当)	1,783千米ドル (約193,800千円相当)	1,981千米ドル (約204,439千円相当)	
総資産	1,613千米ドル (約176,987千円相当)	1,863千米ドル (約202,454千円相当)	2,124千米ドル (約219,205千円相当)	
1株当たり純資産	1,528米ドル (約167,683円相当)	1,783米ドル (約193,800円相当)	1,981米ドル (約204,439円相当)	
売上高	2,216千米ドル (約244,646千円相当)	2,288千米ドル (約249,464千円相当)	1,860千米ドル (約198,640千円相当)	
営業利益	266千米ドル (約29,393千円相当)	265千米ドル (約28,849千円相当)	234千米ドル (約24,936千円相当)	
経常利益	266千米ドル (約29,393千円相当)	265千米ドル (約28,849千円相当)	234千米ドル (約24,936千円相当)	
親会社株主に帰属する当期純利益	231千米ドル (約25,527千円相当)	255千米ドル (約27,848千円相当)	190千米ドル (約20,274千円相当)	
1株当たり当期純利益	231米ドル (約25,527円相当)	255米ドル (約27,848円相当)	190米ドル (約20,274円相当)	
1株当たり配当金	-	-	-	

(注1) 各年度の期末の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=109.72円、2019年12月期・1米ドル=108.68、2020年12月期・1米ドル=103.21円)、期中平均の米ドル・日本円為替レート(2018年12月期・1米ドル=110.42円、2019年12月期・1米ドル=109.01、2020年12月期・1米ドル=106.77円)で換算しています。

(注2) 米国の会計基準に準拠して作成されております。

Virtual Knowledge Exchange, LLC

(1)	名称	Virtual Knowledge Exchange, LLC		
(2)	所在地	251 Little Falls Drive Wilmington, Delaware 19808		
(3)	代表者の役職・氏名	Kevin Coleman (CEO)		
(4)	事業内容	IP開発・保有目的で設立(活動無し)		
(5)	資本金	なし		
(6)	設立年月日	2018年7月10日		
(7)	大株主及び持株比率	Coleman社(100.00%)		
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当なし	
		人的関係	該当なし	
		取引関係	該当なし	

(注) 休眠会社です。

5. 株式取得の相手先の概要

当社は、B種割当先3名並びにその他法人株主5名及び個人株主19名からColeman社の全株式を取得いたします。当社とこれらの株式取得の相手先との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

B種割当先の概要については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 (b)乃至(e)」をご参照下さい。

(注) B種割当先であるIsaak Karaev氏はColeman社のストック・オプションを保有しておりますが、株式を保有していません。

6. 取得株式数, 取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数: 0個) (議決権所有割合: 0.0%)
(2) 取得株式数	普通株式: 18,321,665株 A種優先株式: 2,200,000株 (議決権の数: 20,511,665個)
(3) 取得価額(注1、2、3)	普通株式及びA種優先株式: 約103.35百万米ドル(約114億円相当) Coleman社にて支払い予定の本買収に係る取引諸費用からColeman社の純現金及び運転資本額等を差し引いた金額に係る減算額(概算額): 約1百万米ドル(約1億円相当) アドバイザー費用等(概算額): 約5百万米ドル(約6億円相当) 合計(概算額): 約108百万米ドル(約118億円相当) 本買収対価のうち、約95百万米ドル(約104億円相当)については現金で支払い、残りの約13百万米ドル(約14億円相当)については、現金による支払いに代えて、本買収対価支払請求権を出資の目的とする現物出資を受けることにより、本第三者割当によるB種種類株式を発行することとしております。本買収対価はドル建てで合意しておりますが、このうち本買収対価支払請求権部分については、現物出資を受けることから2021年8月17日時点の為替レートにて換算した円建ての金額とすることで合意しており、本買収対価支払請求権は約14億円の円建債権となります。
(4) 異動後の所有株式数	普通株式: 18,321,665株 A種優先株式: 2,200,000株 (議決権の数: 20,511,665個) (議決権所有割合: 100.0%)

(注1) 取得価額は、本買収の実行後に行われるColeman社の純現金及び運転資本額等の額に基づく価格調整を経て確定します。

(注2) 取得価額には、Coleman社のストック・オプション及びワラントの取得価額が含まれます。

(注3) アドバイザー費用等の概算額には、消費税等は含まれておりません。

7. 日程

(1) 取締役会決議日	2021年8月18日
(2) 契約締結日	2021年8月18日
(3) 本買収の実行日	2021年10月31日(米国時間)(予定)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

(a) IXGS Investment , L.P. (A種種類株式 割当予定株式数75,000株、本新株予約権5,034個)

(2021年7月31日時点)

名称	IXGS Investment , L.P.	
所在地	c/o Walkers Corporate Limited 190 Elgin Avenue George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当項目なし	
出資額	76億円	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	アドバンテッジアドバイザーズ成長支援投資事業有限責任組合 75.6% 投資事業有限責任組合インフレクション 号 15.3% Inflexion Cayman, L.P. 5.3% その他 3.8% その他の出資者については、海外法人2社で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	IXGS, Inc.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited 190 Elgin Avenue George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
	代表者の役職・氏名	取締役 Douglas R. Stringer
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	出資約束金額	1,000米ドル
	主たる出資者及び出資比率	Walkers Fiduciary Limited 100%

(b) Kevin C. Coleman (B種種類株式 割当予定株式数7,816株)

氏名	Kevin C. Coleman
住所	Fishers Island, NY, USA
職業の内容	Coleman社CEO

(c) Isaak Karaev (B種種類株式 割当予定株式数208株)

氏名	Isaak Karaev
住所	New York, NY, USA
職業の内容	Coleman社Executive Chairman

(d) Hilco Trading, LLC (B種種類株式 割当予定株式数3,716株)

名称	Hilco Trading, LLC
本店の所在地	5 Revere Drive, Suite 206 Northbrook, Illinois 60062 USA
代表者の役職及び氏名	Eric W. Kaup, EVP & General Counsel
資本金	非開示
事業の内容	持株会社
主たる出資者及びその出資比率	非開示

() Hilco Trading, LLCからは、「資本金」並びに「主たる出資者及びその出資比率」について非開示とすることを求められており、当社で把握していないため、記載しておりません。

(e) Cactii Investments, LLC (B種種類株式 割当予定株式数2,077株)

名称	Cactii Investments, LLC
本店の所在地	PO Box 879 Darien, CT 06820
代表者の役職及び氏名	Michael Frankenfield (Manager) Edward Orenstein, (Manager)
資本金	非開示
事業の内容	投資会社
主たる出資者及びその出資比率	非開示

() Cactii Investments, LLCからは、「資本金」並びに「主たる出資者及びその出資比率」について非開示とすることを求められており、当社で把握していないため、記載しておりません。

(2) 提出者と割当予定先との間の関係

(a) IXGS Investment , L.P.

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	記載すべき資金関係はありません。
技術関係	記載すべき技術関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。

(b) Kevin C. Coleman

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	記載すべき資金関係はありません。
技術関係	記載すべき技術関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。

(c) Isaak Karaev

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	記載すべき資金関係はありません。
技術関係	記載すべき技術関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。

(d) Hilco Trading, LLC

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	記載すべき資金関係はありません。
技術関係	記載すべき技術関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。

(e) Cactii Investments, LLC

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	記載すべき資金関係はありません。
技術関係	記載すべき技術関係はありません。
取引関係	記載すべき取引関係はありません。

(3) 割当予定先の選定理由

ア 本第三者割当の経緯・目的

当社は、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1. 本買収の目的」に記載のとおり、当社では、日本のみならず世界の知見プラットフォーム市場が拡大することが今後も想定される状況において、様々な成長投資の機会を模索してまいりました。そのような中、本買収を通じ、米国を中心とした新たな顧客基盤の獲得ができること、両社合計で40万人超のユーザー登録を有するグローバルなナレッジプラットフォームを確立できること、高い効率性と強固なコンプライアンス・プロセスを支えるシステム基盤の獲得ができること、当社の日本国内及び東南アジアにおける事業基盤とColeman社の米国、欧州、香港の事業基盤が一体運営されることになり、ナレッジプラットフォーム市場における新たなグローバルプレイヤーとしての位置づけを確立できることから、本買収の実行を検討することとなり、さらに適切な手法で本買収の資金を調達することが本買収を実行するための重要な課題の一つであると認識するに至りました。

同課題の検討において、当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、本買収の買収資金に充当するため、本買収の実施に十分な資金を調達可能であること、本買収後においても安定的な財務基盤を維持可能なこと、本買収の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りましたが、本買収実行にあたっての資金調達金額の充分性、確実性の観点、及び本買収後の財務基盤の安定性の観点から、本買収に係る資金調達の一定以上の割合については、資本金の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

かかる中、2021年1月下旬より複数の投資家候補と接触し、初期的な情報提供を開始しました。その中で、2021年5月下旬に株式会社アドバンテッジアドバイザーズ(以下「アドバンテッジアドバイザーズ」という。)から第三者割当による資本増強の提案があり、その後本買収の意義や当社の経営方針への理解を深めていただくための協議を続けてまいりました。こうした協議の結果、本買収後の安定的な財務基盤維持を目的とした資本金の調達や、既存株主の皆様へ配慮した形での資金調達を望む当社ニーズを理解いただき、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないA種種類株式及び本新株予約権による増資について合意に至ったことから、アドバンテッジアドバイザーズがサービス提供を行う先であるIXGSに対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、本買収対価の一部とすることといたしました。

また、当社は、本買収を実施後、Coleman社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman氏の、当社及びColeman社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際してKevin C. Coleman氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議の結果、本買収後の当社グループの高い潜在性を理解いただき、また、Kevin C. Coleman氏が高いコミットメントを示すことが既存のColeman社のステークホルダーに対する重要なメッセージとなり、Coleman社の継続的な成長、ひいては統合会社の成長にとって重要であることに賛同いただき、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Kevin C. Coleman氏に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、本買収対価の一部とすることといたしました。Kevin C. Coleman氏による当社株式に対する再投資についての協議を通じ、Coleman社のExecutive Chairmanであり、同社の実質的なCTOであるIsaak Karaev氏からも、本買収後の当

社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman氏と共に、Coleman社の継続的な成長、ひいては統合会社の成長に高いコミットメントを示すべく、本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、また、Kevin C. Coleman氏を長年に亘り支えてきたColeman社の主要株主であるHilco社及びCactii社からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman氏とともに本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Isaak Karaev氏、Hilco社及びCactii社に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、本買収対価の一部とすることといたしました。

イ 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、本買収の買収資金に充当するため、本買収の実施に十分な資金を調達可能であること、本買収においても安定的な財務基盤を維持可能なこと、本買収の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りました。その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしました。いずれも資金調達金額の十分性、確実性の観点から、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。また、本買収後の財務基盤の安定性に鑑みれば、金融機関からの借入れや社債発行などによる負債性の調達に全て依存することは望ましくないと考え、一定以上の割合を資本金の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。本第三者割当においては、普通株式による第三者割当増資にて資金調達した場合に想定される即時の株主構成の変化が当社の安定した事業運営や株価に与える影響も勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無いA種種類株式(総額7,500百万円)、B種種類株式(総額1,382百万円)及び本新株予約権(総額1,941百万円)により調達することといたしました。本第三者割当は、当社株式に一定の潜在的な希薄化を生じさせるものの、本買収を通じた財務メリットが希薄化を上回ることが想定されること、資本金の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから当社にとって現時点での最良の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

ウ 引受契約の概要

当社はA種種類株式及び本新株予約権の割当予定先であるIXGSとの間で、2021年8月18日付で、以下の内容を含んだ本A種・新株予約権引受契約を締結しております。

A種種類株式及び本新株予約権の譲渡制限

IXGSは、当社の取締役会の決議による発行会社の承認なく、A種種類株式及び本新株予約権を譲渡することができない。

事前協議権

当社は、払込日から6年後の応当日又はIXGSが当社の株式等を保有しなくなった日のいずれか早い日までの間、第三者に対して、資金調達のみを目的として、株式等の発行等をしようとする場合、IXGSに対して、当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向の有無を確認するものとする。但し、IXGSが当社に対して当該通知を要しない旨を通知した場合は、この限りではない。

IXGSが当該株式等の全部又は一部について引き受ける意向を当社に対し通知した場合、当社は、IXGSとの間で、IXGSに対して当該株式等を発行等することについて誠実に協議するものとする。

A種種類株式の普通株式対価取得請求の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、本A種・新株予約権引受契約に定める一定の場合を除き、IXGSは、払込日からその6か月の応当日までの間は、A種種類株式に係る普通株式対価取得請求を行うことはできない。

A種種類株式の金銭対価取得請求の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、IXGSは、払込日からその5年後の応当日までの間は、A種種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできない。但し、(a) Coleman社の支配権変動事由(当社以外の者がColeman社の議決権の過半数を直接又は間接に取得することをいう。)若しくはColeman社の資産の全部若しくは実質的に全部の売却が生じたか若しくはこれらに関する法的拘束力のある最終契約書が締結された場合、又は、(b) Coleman社の倒産手続等の開始の申立てがされた場合等本A種・新株予約権引受契約に定める一定の事由が生じた場合にはこの限りではない。

A種種類株式の取得条項の条件

A種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社は、払込日からその5年6か月の応当日までの間、金銭を対価とする取得条項に基づくA種種類株式の取得を行うことはできない。また、当社は、A種種類株式発行要項に基づき、A種種類株式の金銭を対価とする取得条項に係る取締役会決議を行う場合、当該取得条項に基づく取得の効力が発生する日の1か月前までにIXGSに対してその旨を通知しなければならない。

本新株予約権の行使制限

本新株予約権の行使期間中に、IXGSによりA種種類株式の金銭対価取得請求権の全部又は一部が行使された場合には、当該時点以降、IXGSは、本新株予約権を一切行使できないものとし、本新株予約権の全てを放棄するものとする。

分配可能の維持

当社は、払込日から5年後の応当日以降にその末日が到来する、当社の各事業年度末日の分配可能額を75億円以上に維持するものとする。

当社はB種割当先との間で、2021年8月18日付で、以下の内容を含んだ株式引受契約(以下「本B種引受契約」といいます。)を締結しております。

B種種類株式の譲渡制限

B種割当先は、当社の取締役会の決議による発行会社の承認なく、B種種類株式を譲渡することができない。

B種種類株式の普通株式対価取得請求の条件

B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、B種割当先は、クロージング日からその6か月の応当日までの間は、B種種類株式に係る普通株式対価取得請求を行うことはできない。

B種類株式の金銭対価取得請求の条件

B種類株式発行要項の規定にかかわらず、B種割当先は、クロージング日からその5年6か月後の応当日までの間は、B種種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできない。

B種種類株式の取得条項の条件

B種種類株式発行要項の規定にかかわらず、当社は、クロージング日からその6年後の応当日までの間、金銭を対価とする取得条項に基づくB種種類株式の取得を行うことはできない。

また、当社は、2021年8月18日付で、Kevin C. Coleman氏との間でEmployment Agreementを締結しており、本臨時株主総会で承認が得られることを条件に、Kevin C. Coleman氏は当社の取締役に就任する予定です。

エ 割当予定先を選定した理由

割当予定先1 IXGS

割当予定先であるIXGSに対してサービス提供を行うアドバンテッジアドバイザーズは、国内のプライベート・エクイティ・ファンドのパイオニアであるアドバンテッジパートナーズグループの中で、上場企業の株式を取得するとともに経営陣と一体となって企業価値向上に取り組む投資戦略(プライベートソリューションズ投資)を担当しております。

当社は、本第三者割当が当社の現在の株主構成に与える影響や既存株主に与える希薄化の影響を配慮しながらも、本買収の買収資金に充当するため、本買収の実施に十分な資金を調達可能であること、本買収後においても安定的な財務基盤を維持可能なこと、本買収の最終契約締結時において資金調達の確実性が見込まれること等を条件に、さまざまな手法を検討して参りましたが、本買収実行にあたっての資金調達金額の十分性、確実性の観点、及び本買収後の財務基盤の安定性の観点から、本買収に係る資金調達の一定以上の割合については、資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。

このような中、2021年1月下旬より複数の投資家候補と接触し、初期的な情報提供を開始しました。その中で、2021年5月下旬にアドバンテッジアドバイザーズから第三者割当による資本増強の提案があり、その後本買収の意義や当社の経営方針への理解を深めていただくための協議を続けてまいりました。こうした協議の結果、本買収後の安定的な財務基盤維持を目的とした資本性の調達や、既存株主の皆様へ配慮した形での資金調達を望む当社ニーズを理解いただき、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないA種種類株式及び本新株予約権による増資について合意に至ったことから、IXGSに対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、アドバンテッジアド

バイザーズの関係会社が運営し、またアドバンテッジアドバイザーズがサービス提供を行うIXGSを割当予定先として選定しました。

本第三者割当により、IXGSはA種種類株式75,000株、本新株予約権5,034個を保有することになるため、A種種類株式が取得請求権の行使により当社普通株式に転換された場合、また本新株予約権が行使された場合、一定規模の希薄化が生じることになるものの、本買収を通じた財務メリットが希薄化を上回ることが想定されること、資本性の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから、既存株主の皆さまの将来的な利益に資するものと判断しました。アドバンテッジアドバイザーズは、本買収後の当社の経営方針について賛同しており、かつ、本第三者割当後も当社の自主独立性を最大限尊重する予定であることから、アドバンテッジアドバイザーズがサービス提供を行うIXGSが割当予定先として最も相応しい相手であると判断し、割当予定先として選定しました。

割当予定先2 Kevin C. Coleman

割当予定先であるKevin C. Coleman氏は、Coleman社の創業者CEOであり、本買収完了後も当社グループ会社となったColeman社のCEO職を継続して務めることが予定されております。当社では、本買収を実施後、Coleman社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman氏の、当社及びColeman社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際してKevin C. Coleman氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議の結果、本買収後の当社グループの高い潜在性を理解いただき、また、Kevin C. Coleman氏が高いコミットメントを示すことが既存のColeman社のステークホルダーに対する重要なメッセージとなり、Coleman社の継続的な成長、ひいては統合会社の成長にとって重要であることに賛同し、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Kevin C. Coleman氏に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Kevin C. Coleman氏を割当予定先として選定しました。

割当予定先3 Isaak Karaev

割当予定先であるIsaak Karaev氏は、Coleman社のExecutive Chairmanであり、同社の実質的なCTOとして同社事業を牽引して参りました。本買収完了後も当社グループ会社となったColeman社の経営メンバーを務めることが予定されております。当社では、本買収を実施後、Coleman社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman氏の、当社及びColeman社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際してKevin C. Coleman氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議を通じ、Kevin C. Coleman氏と共に事業を牽引してきたIsaak Karaev氏からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman氏と共に、Coleman社の継続的な成長、ひいては統合会社の成長に高いコミットメントを示すべく、本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Isaak Karaev氏に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Isaak Karaev氏を割当予定先として選定しました。

割当予定先4 Hilco Trading, LLC

割当予定先であるHilco社は、Coleman社を長期に亘って支えてきたColeman社の主要株主です。当社では、本買収を実施後、Coleman社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman氏の、当社及びColeman社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際してKevin C. Coleman氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資することを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議を通じ、Kevin C. Coleman氏を長年に亘り支えてきたHilco社からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman氏とともに本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、Kevin C. Coleman氏が同社の参加を強く希望したこと、当社にとっても本買収における資金調達の一助となること、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Hilco社に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Hilco社を割当予定先として選定しました。

割当予定先5 Cactii Investments, LLC

割当予定先であるCactii社は、Coleman社を長期に亘って支えてきたColeman社の主要株主です。当社では、本買収を実施後、Coleman社の継続的な成長、並びに当社との円滑な統合及びシナジーの実現のためには、Kevin C. Coleman氏の、当社及びColeman社双方を合わせた統合会社への高いコミットメントが重要であると考え、本買収の重要な条件として、本買収に際してKevin C. Coleman氏が受領する対価の一部を当社株式に再投資するこ

とを提案し、前向きな協議を続けて参りました。こうした協議を通じ、Kevin C. Coleman氏を長年に亘り支えてきたCactii社からも、本買収後の当社グループの高い潜在性を認めていること、Kevin C. Coleman氏とともに本第三者割当への参加意向を持つことが表明され、Kevin C. Coleman氏が同社の参加を強く希望したこと、当社にとっても本買収における資金調達の一助となること、普通株式による第三者割当を実施した場合に想定される即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のないB種種類株式による増資について合意に至ったことから、Cactii社に対する本第三者割当の実施が、本買収に際しての資金調達手段として適したものと判断し、Hilco社を割当予定先として選定しました。

(4) 割り当てようとする株式の数

IXGS	A種種類株式75,000株及び本新株予約権5,034個
Kevin C. Coleman	B種種類株式7,816株
Isaak Karaev	B種種類株式208株
Hilco Trading, LLC	B種種類株式3,716株
Cactii Investments, LLC	B種種類株式2,077株

(5) 株券等の保有方針

A種種類株式

A種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換及び売却について、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的に、A種種類株式を中長期的に保有する方針である旨、売却に際しては基本的に当社との協議を経て手法(立会外分売、株式一括売却信託、売出し、ブロックトレード、市場売却などの手法による市場を通じた売却、今後の当社事業提携パートナーへの相対での売却等)を選択し、売却活動を行う旨の説明をIXGSより受けております。当社は、IXGSが払込期日の最終日から2年以内にA種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定です。

B種種類株式

B種種類株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換及び売却について、B種株主は、本B種引受契約において、B種種類株式及び転換後の普通株式についてクローゼング日後最長2年間のロックアップに同意をしており、それも踏まえ、B種割当先はB種種類株式を中期的に保有する方針と捉えております。なお、当社は、B種割当先がクローゼング日から2年以内にB種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容等を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することを内容とする確約書を受領する予定です。

本新株予約権

当社は、IXGSから、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得すること(本新株予約権を行使した上で売却する際における投資資金の回収)を目的として、本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨、売却に際しては基本的に当社との協議を経て手法を選択し、売却活動を行う旨の説明を受けております。

本新株予約権の譲渡に関しては、本A種・新株予約権引受契約において、当社取締役会の承認を要する旨規定しています。当社取締役会が本新株予約権の譲渡承認を行う場合、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認した上で、承認を行うこととします。

上記の手続を経て、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡することを承認した場合、直ちにその旨並びに譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないことを確認した手続について適時開示を行います。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるIXGSについて、本日現在においてA種種類株式及び本新株予約権第三者割当に係る払込みのために必要かつ十分な資金を保有してはいないものの、IXGSに係る投資事業有限責任組合契約書の写しを確認することにより、各出資者と割当予定先との間で、割当予定先において資金が必要なときに無限責任組合員であるAAGS Investment, Inc.が行うキャピタルコールに応じ、各出資者が割当予定先に対する出資を行う旨の約束があることを確認するとともに、割当予定先の出資者であるAA Growth Support Fund (Japan), ILPから2021年8月13日付、Inflexion, L.P.から2021年8月13日付、及びInflexion Cayman, L.P.から2021年8月13日付、

APIP, Incから2021年8月3日付及びAdvantage Partners (H.K.) Limitedから2021年8月3日付の取引銀行に係る入出金明細一覧表(預金残高が記載されたもの)の写しを取得することにより、各出資者において、A種種類株式及び本新株予約権第三者割当に係る払込みに必要な資金を保有していることを確認いたしました。

また、B種種類株式の割当先であるB種割当先については、全額現物出資(D E S)の手法を採用するため、B種割当先からの払込みについては、全額当社に対する金銭以外の財産の現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みは行われません。なお、現物出資の目的となる財産は、本買収に係る取得価額に関する譲渡代金支払請求権の一部であることから、当社におきましてはColeman社の株主名簿等により、B種割当先がColeman社の株式を保有していることを確認しました。

したがって、A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権の発行に係る払込み、また本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、IXGS、IXGSの業務執行組合員及びその役員、並びにIXGSの全ての出資者(以下「割当予定先関係者」と総称します。)が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目8番11号、代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先関係者について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、当社は、B種割当先については、それぞれ Kevin C. Colemanは同氏及び関係企業、Isaak Karaevについては同氏及び関係企業、Hilco Trading, LLCについては同社、並びにその役員及び主要株主、Cactii Investments, LLCについては同社及びその共同経営者出資者を対象に、反社会的勢力等とは一切関係がないことについて第三者の調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次)を通じ調査した結果、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上を踏まえ、当社は、「割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書」を東京証券取引所に提出しております。

(8) 株券貸借に関する契約

該当事項はありません。

2【株券等の譲渡制限】

A種種類株式、B種種類株式及び本新株予約権を譲渡により取得するには、本A種・新株予約権引受契約及び本B種引受契約に基づき、当社取締役会の承認を要します。

但し、かかる定めは、割当予定先がA種種類株式及びB種種類株式の転換又は本新株予約権の行使により取得する株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

A種種類株式

当社は、本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、上記「1 割当予定先の状況 (3) 割当予定先の選定理由・ア 本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、割当予定先との間で真摯な協議を行い、その結果、A種種類株式の払込金額を1株当たり100,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯に加えて、A種種類株式の商品性を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、A種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及びIXGSから独立した第三者算定機関である株式会社ブルーラス・コンサルティング(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング30階、代表取締役社長 野口真人)(以下「ブルーラス」といいます。)に対してA種種類株式の価値算定を依頼し、A種種類株式評価報告書(以下「A種種類株式算定書」といいます。)を取得しております。

第三者算定機関であるブルーラスは、A種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、A種種類株式発行要項及び本A種・新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提(A種種類株式の転換価額、想定する満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性(ボラティリティ)、配当利回り、無リスク利率等)の下、A種種類株式の公正価値の算定をしております。A種種類株式算定書において2021年8月17日の東証終値を基準として算定されたA種種類株式の価値は、1株あたり98,800円とされております。

当社は、当社及びIXGSから独立した第三者算定機関であるブルーラスによるA種種類株式算定書における上記算定結果やA種種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先であるIXGSとの間で慎重に交渉・協議を重ねて決定したものです。上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込

金額には合理性が認められると考えており、また、プルータスによるA種種類株式算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額(1株当たり100,000円)は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。しかしながら、A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、A種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

B種種類株式

当社は、本第三者割当に係る出資の方法及び内容に関しては、上記「2.本第三者割当の目的及び理由(1)本第三者割当の経緯・目的」に記載のとおり、B種割当先との間で真摯な協議を行い、その結果、B種種類株式の払込金額を1株当たり100,000円と決定いたしました。当社としては、上記の交渉経緯に加えて、B種種類株式の商品性を総合的に勘案すれば、かかる払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、B種種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及びB種割当先から独立した第三者算定機関であるプルータスに対してB種種類株式の価値算定を依頼し、B種優先株式評価報告書(以下「B種種類株式算定書」といいます。)を取得しております。

第三者算定機関であるプルータスは、B種種類株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、B種種類株式発行要項及び本B種引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提(B種種類株式の転換価額、想定する満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性(ボラティリティ)、配当利回り、無リスク利率等)の下、B種種類株式の公正価値の算定をしております。B種種類株式算定書において2021年8月17日の東証終値を基準として算定されたB種種類株式の価値は、1株あたり92,500円とされております。

上記のとおり、当社としては、B種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えており、また、プルータスによるB種種類株式算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、B種種類株式の払込金額(1株当たり100,000円)は割当予定先に特に有利な金額に該当しないと判断しています。しかしながら、B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、B種種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてB種種類株式を発行することといたしました。

本新株予約権

当社は、本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権発行要項及び本A種・新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるプルータスに依頼しました。プルータスは、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、本新株予約権発行要項及び本A種・新株予約権引受契約に定められた諸条件を考慮のうえ、一定の前提(本新株予約権の権利行使価格、満期までの期間、当社普通株式の株価、株価変動性(ボラティリティ)、配当利回り、無リスク利率等)の下、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額(本新株予約権1個につき13,100円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の13,100円としています。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日(2021年8月18日)の直前取引日までの3か月の終値平均値である3,724円といたしました。なお、かかる行使価額は、取締役会決議日の直前取引日の終値である3,745円に対して、0.56%のディスカウント、取締役会決議日の前1カ月平均値である3,837円に対して2.26%のディスカウント、6カ月平均値である3,810円に対して2.95%のディスカウントであります。

行使価額を上記のとおり設定したのは、割当予定先との協議も踏まえた上で、A種種類株式及びB種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権に係る取得価額と同様、既存株主が本第三者割当を通じた希薄化による不利益を過度に被ることがないように、現時点の普通株式の時価を使用することを原則としつつ、当社株価のボラティリティを勘案し、一定期間の平均値を採用することが妥当であると判断し、さらにアドバンテッジアドバイザーとの本格協議を開始後の期間と概ね一致する3か月の終値平均値を使用することで割当先と合意したためです。

当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額に該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行価額は、当該算定機関の算定結果と同額であり、有利発行に該当しないとした取締役会の判断については、法令に違反しておらず適法である旨の意見を得ております。

また、本新株予約権については、上記「第1.募集要項 4 新規発行新株予約権証券」に記載のとおり、割当日を2021年11月1日、払込期日を2021年12月31日と定める一方で、本A種・新株予約権引受契約において、2021年11月1日を払込日と定める予定であり、これに加えて、別途当社及び割当予定先が合意することにより、2021年11月2日から2021年12月31日までのいずれかの日を払込日とすることができる旨も合意する予定です。このように払込日を一定の期間において柔軟に調整することができる設計としたのは、払込期日の直前に、何らかの不測の事態が生じた場合のリスクを回避又は低減するためであり、本新株予約権の発行の実行の確実性を高めるものとして、当社にとって有益なものと考えております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A種種類株式については、IXGSは当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的としていることから、2022年5月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、A種種類株式の全部について当初取得価額にてこの取得請求権が行使された場合、普通株式2,013,963株が交付され、その議決権数は20,139個となります(2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数8,789,450株に対する比率は22.91%、完全希薄化後発行済株式総数9,330,400株に対する比率は21.58%、議決権総数87,819個に対する比率は22.93%)。但し、A種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払優先配当額の全てに応じた金額が加算された基準価額により交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いのA種優先配当額が増加すればそれに応じて発行される当社普通株式の数も増加することになります。仮に1事業年度のA種優先配当額225百万円が基準価額に加算されたとした場合、上記株式数に加え、当初取得価額におけるA種種類株式発行前の発行済株式総数の0.69%、完全希薄化後発行済株式総数の0.65%(A種種類株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は0.69%)となり相当の当社普通株式が追加で発行されることとなります。

また、B種種類株式については、2022年5月1日以降に行使可能な普通株式を対価とする取得請求権が付されておりますが、B種種類株式の全部についてこの取得請求権が行使された場合、普通株式371,024株が交付され、その議決権数は3,710個となります(2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数8,789,450株に対する比率は4.22%、完全希薄化後発行済株式総数9,330,400株に対する比率は3.98%、議決権総数87,819個に対する割合は4.22%)。但し、B種優先配当に未払いの金額が存在する場合、当該未払優先配当額の全てに応じた金額が加算された基準価額により交付する当社普通株式の数が決定されるため、未払いのB種優先配当額が増加すればそれに応じて発行される当社普通株式の数も増加することになります。仮に1事業年度のB種優先配当額41百万円が基準価額に加算されたとした場合、上記株式数に加え、当初取得価額におけるB種種類株式発行前の発行済株式総数の0.13%、完全希薄化後発行済株式総数の0.12%(B種種類株式発行前の発行済普通株式に係る議決権数に対する、当該転換により交付される当社普通株式に係る議決権数の比率は0.13%)となり、相当の当社普通株式が追加で発行されることとなります。

かかるA種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数を合計した希薄化率(優先配当額の換算を含みます。)は、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数8,789,450株に対して32.86%、完全希薄化後発行済株式総数9,330,400株に対して30.96%、議決権総数87,819個に対して32.89%となります。また、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式に係る潜在株式数を合算した11,245,985株に対して21.84%、完全希薄化後発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式に係る潜在株式数を合算した11,786,935株に対して20.84%、議決権総数にA種種類株式及びB種種類株式に係る潜在議決権数を合算した112,383個に対して21.86%となります。

さらに、本新株予約権の目的となる株式数は503,400株であり、同株式に係る議決権の数は5,034個であるため、全ての本新株予約権が行使された場合には、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数8,789,450株に対する比率は5.73%、完全希薄化後発行済株式総数9,330,400株に対する比率は5.40%、同日現在の当社の議決権総数87,819個に対する比率は5.73%となります。

A種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した希薄化率は、2021年2月28日現在の当社の発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合算した11,677,837株に対して24.73%、完全希薄化後発行済株式総数にA種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合算した12,218,787株に対して23.64%、議決権総数にA種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権に係る潜在議決権数を合算した116,702個に対して24.75%となり、本第三者割当により一定の希薄化が生じます。

一方で、当社が上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」で記載した資金を得ることは、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本買収の目的」に記載のとおり、本買収を通じたグローバル展開の加速とナレッジプラットフォームの拡大と強化を可能とするものですので、中長期的な視点か

らは当社の企業価値の向上、ひいては既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。さらに、本買収により、新たにColeman社から生じる売上高が当社の連結範囲に取り込まれることになり、当社の1株あたりの売上高は向上することが見込まれております。また、新たにColeman社から生じる事業の利益が当社の連結範囲に取り込まれることになり、当社の1株あたりの調整後当期純利益(注)(調整後EPS)についても向上することが見込まれており、本買収は、当社の少数株主の皆様の利益の拡大にも貢献するものと考えております。

これらを勘案し、本第三者割当による一定規模の希薄化(当社完全希薄化後発行済株式総数が1.31倍に増加)が生じることになるものの、当社2021年5月に終わる12カ月間の連結EBITDAとColeman社2021年6月に終わる12カ月間の連結EBITDAの合算値が、当社2021年5月に終わる12カ月間の連結EBITDAの3.8倍になることに例示されるように、本買収を通じた財務メリットが希薄化を上回ることが想定されること、資本性の資金により財務基盤の安定性を維持することが当社の今後の安定的な成長に資すると考えられることから、本第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

また、A種種類株式及びB種種類株式の潜在株式数並びに本新株予約権に係る潜在株式数を合計した交付株式数の総数最大2,888,387株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は約8万株であり、当社普通株式は一定の流動性を有していると考えております。加えて、A種種類株式並びに本新株予約権の割当予定先からは当社の中長期的な企業価値向上と株式価値最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的として、A種種類株式並びに本新株予約権を中長期的に保有する方針である旨、売却に際しては基本的に当社との協議を経て手法を選択し、売却活動を行う旨の説明を受けていること、B種種類株式の割当予定先とは、本B種引受契約において、B種種類株式及び転換後の普通株式についてクローリング日後最長2年間のロックアップに同意をしており、それも踏まえ、当社としてはB種割当先はB種種類株式を中期的に保有する方針と捉えていることから、本第三者割当による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

(注)調整後当期純利益とは、親会社株主に帰属する当期純利益から、本買収に起因して計上されると想定されるのれんや、無形固定資産等に関する償却費を除いた数値となります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当により発行されるA種種類株式(75,000株)及びB種種類株式(13,817株)が取得請求権の行使により当初取得価額で当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式(2,384,987株)、並びに本第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式(503,400株)の議決権数は合計28,883個であり、2021年2月28日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である87,819個に対する割合は32.89%となり、25%以上の希薄化が生じる可能性があります。そのため、本第三者割当は、大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(a) 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
端羽英子	東京都渋谷区	4,444,600	50.61%	4,444,600	38.09%
IXGS Investment , L.P.	c/o Walkers Corporate Limited 190 Elgin Avenue George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands			2,517,363	21.57%
A-Fund ,L.P. (常任代理人 みずほ証券株式 会社)	CAMPBELLS CORP ORATE SERVICES LIMITED, PO BOX 268, FLOOR 4, W ILLOW HOUSE, CR ICKET SQUARE GR AND CAYMAN KY1 - 1104 CAYMAN ISL ANDS (東京都千代田区大手町1丁目 5-1 大手町ファーストスクエ ア)	558,700	6.36%	558,700	4.79%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	443,100	5.05%	443,100	3.80%
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21 号	265,700	3.03%	265,700	2.28%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	217,000	2.47%	217,000	1.86%
Kevin C. Coleman	Fishers Island, NY, USA			209,881	1.80%
花村 創史	東京都杉並区	200,000	2.28%	200,000	1.71%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式 会社)	1 ANGEL LANE, L ONDON, EC4R3A B, UNITED KINGD OM (東京都中央区日本橋1丁目 13-1)	157,700	1.80%	157,700	1.35%
CA Startups Internet Fund 2号投資事業有限責任組合	東京都渋谷区宇田川町40-1	122,600	1.40%	122,600	1.05%
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12 号	93,400	1.06%	93,400	0.80%
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	13-1, NIHONBAS HI, 1-CHOME, CH UO-KU, TOKYO, 1 038011, JAPAN (東京都千代田区丸の内1丁目 3番2号)	89,400	1.02%	89,400	0.77%
計		6,592,200	75.07%	9,319,444	79.86%

(注) 1 当社が所有する自己株式は、上表大株主から除外しております。

2 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2021年2月28日時点の株主名簿をもとに作成しております。

3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、本第三者割当による変動を反映しております。

- 4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入して表示しております。
- 5 A種種類株式及びB種種類株式はいずれも無議決権株式ですが、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、当社の2021年2月28日時点における総議決権数である87,819個に、A種種類株主、B種種類株主及び本新株予約権保有者が即座に普通株式の取得請求権、普通株式転換権をすべて行使した場合における潜在株式数2,888,387株に係る議決権数(28,883個)を加算した後の総議決権数116,702個に対する割合です。

(b) A種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
IXGS Investment IV, L.P.	c/o Walkers Corporate Limited 190 Elgin Avenue George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands	-	-	75,000	-
計	-	-	-	75,000	-

(c) B種種類株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
Kevin C. Coleman	Fishers Island, NY, USA	-	-	7,816	-
Isaak Karaev	Isaak Karaev	-	-	208	-
Hilco Trading, LLC	5 Revere Drive, Suite 206 Northbrook, Illinois 60062 USA	-	-	3,716	-
Cactii Investments, LLC	PO Box 879 Darien, CT 06820	-	-	2,077	-
計	-	-	-	13,817	100.00%

6【大規模な第三者割当の必要性】

- (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本第三者割当は、前記「5 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」で記載した資金を調達することを目的としており、本第三者割当により本買収を実行することが可能となります。上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本買収の目的」に記載のとおり、本買収の実行により、当社の日本国内及び東南アジアにおける事業基盤(アドバイザー登録者基盤、顧客基盤等)とColeman社の米国、欧州、香港の事業基盤(アドバイザー登録者基盤、顧客基盤等)が一体運営されることとなります。これにより、当社はナレッジプラットフォーム市場における新たなグローバルプレイヤーとしての位置づけを確立することで、グローバル展開を加速させ、ナレッジプラットフォームの拡大と強化を目指す当社グループの戦略を推進することができます。したがって、本第三者割当は当社の企業価値を向上させ、最終的に既存株主の皆様の利益に資するものであると考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

- (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により発行されるA種種類株式(75,000株)及びB種種類株式(13,817株)が取得請求権の行使により当初取得価額で当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式(2,384,987株)、並びに本第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式(503,400株)の議決権数は合計28,883個であり、2021年2月28日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である87,819個に対する割合は32.89%となります。

このように本第三者割当により最大で32.89%の当社普通株式の希薄化が生じることになります。しかし、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本買収の目的」に記載のとおり、本買収は、グローバル展開を加速させ、ナレッジプラットフォームの拡大と強化を目指す当社グループの戦略を推進するものであるとともに、当社は、本買収により、当社及びColeman社がそれぞれ持つアドバイザー登録者基盤、顧客基盤及びプロダクトを相互に活用することにより、様々なシナジーを獲得することが可能となります。したがって、本第三者割当を実施することは、既存株主の皆様に対して潜在的に大幅な希薄化は生じるものの、本買収を通じて、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。このような観点から、当社としては、本第三者割当により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当に伴い25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続として本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを本第三者割当にかかるA種種類株式及びB種種類株式並びに本新株予約権の発行の条件としております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第9期(自 2020年3月1日 至 2021年2月28日) 2021年5月31日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第10期第1四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日) 2021年7月15日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月2日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年8月18日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2021年8月18日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)までの間において変更及び追加がありました。当該変更及び追加箇所については_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)現在において変更の必要はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もないと判断しております。

「事業等のリスク」

当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項について、以下に記載しております。また、必ずしも事業展開上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要と考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループはこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、その発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容を慎重に判断した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載事項は、本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)現在の事項であり、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)現在において当社グループが判断したものであります。また、以下の事業等のリスクは、全ての事業活動上又は投資判断上のリスクを網羅しているものではありませんのでご留意下さい。

(14) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は当社グループの役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとして新株予約権を付与しております。今後においてもストック・オプション制度を活用することが考えられることから、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する

可能性があります。また、Coleman Research Group, Inc.の買収を目的として発行する種類株式の普通株式への転換および新株予約権の行使が行われた場合にも、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、本有価証券届出書提出日(2021年8月18日)現在、Coleman Research Group, Inc.の買収を目的として発行する種類株式および新株予約権を含む潜在株式数は3,360,787株であり、発行済株式総数8,851,250株の37.97%に相当しております。

(17) 海外展開について

当社グループはこれまで国内およびシンガポール共和国を中心に事業展開をして参りましたが、今後はさらなる海外における事業展開も検討して参ります。海外展開におきましては、為替変動、進出国の経済動向、政情不安、法規制の変更など多岐にわたるリスクが存在し、当社グループはこれらのリスクを最小限にすべく十分な対策を講じたうえで事業展開を進めていく方針ですが、予測困難なリスクが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。特に、Coleman Research Group, Inc.の買収により米国、欧州、香港への事業展開を進めることによって、当社グループのこれまでの事業展開が大幅に拡大をするため、為替変動、各国の経済動向、法規制の変更などによるリスクが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) M & A等の投資について

当社グループは、今後の事業拡大等を目的として、国内外を問わずM & A、出資、子会社設立等の投資を事業展開の選択肢の一つとして考えております。これらの投資の実行に際しては、ビジネス・財務・法務等に関する詳細な検討を行い、各種リスクの低減に努める方針であります。

これらの投資の実行のための検討費用が発生する場合、または、これらの調査で確認・想定されなかった事象がこれら投資の実行後に判明あるいは発生したり、市場環境の変化等により投資先の事業展開が計画どおりに進まないことにより投資を回収できない場合や、減損を計上することになる場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特に、Coleman Research Group, Inc.の買収においては、同社の取締役¹に当社代表取締役の端羽および取締役の瓜生が就任する予定であり、同社へのガバナンスに十分に留意しています。買収前の段階においても、同社の財務内容や契約関係等について第三者アドバイザーも活用しながら詳細な調査を実行しておりますが、のれんの償却により一時的に当社グループの経営成績が低下する可能性があります。また、買収後の事業計画が計画通りに進展しない場合は、のれんの減損処理を実施する必要が生じる等、当社グループの経営成績及び財務状態に影響を与える可能性があります。

また、同社の買収において調達する金銭消費貸借契約においては、各年度の決算期の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額や、各年度の決算期における連結損益計算書の営業損益について財務コベナントが付されており、これに抵触した場合には借入金の返済を求められる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ビザスク本店
(東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。